

2012年10月29日

ラクイラ地震に関する地震研究者に対する有罪判決について（声明）

公益社団法人日本地震学会 会長 加藤照之

2009年4月にイタリア中部・ラクイラ地方を襲った地震（Mw6.3）では300人余りの犠牲者が出るという大きな災害となりました。この地震を巡っては地震研究者を含む7名の政府委員会メンバーが過失致死罪に問われ、裁判で争われてきました。去る2012年10月22日に判決が下され、7名全員に対して禁錮6年の有罪という判決が下されました。

詳細な判決理由はまだ開示されておりませんが、報道等によりますと、この裁判では「地震予知ができなかった責任を問うのではなく、状況の分析と情報の伝達が慎重に行われなかったことが過失にあたる」（NHK ニュースより引用）との検察側の主張が認められたとのことです。

地震研究者を含む政府委員会が、いわば“安全宣言”と思われるような情報を住民に提供し、結果として多くの方の犠牲者を出したことは極めて遺憾なことであります。この地震によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族に対して深い哀悼の意を表すると共に、我々地震研究者はこの事実を重く受け止めなければなりません。

一方、我が国においても、日本地震学会の会員である地震研究者が、国や自治体の防災行政に関わっていることから、研究者がこのような結果責任を問われる事については強い懸念を感じます。地震研究者は、自らの自由意思に基づいて研究を行い、その成果を社会に還元していく責務を負っています。研究成果を社会に還元するにあたっては、研究者は中立で公平な立場を保持すると同時に、科学に対する真摯で誠実な態度を持つことが求められます。しかしながら、イタリアにおける今回の判決は、研究者のこのような態度を阻害する恐れがあります。防災行政における研究者の意見表明が刑事責任をもたらす恐れがあるとすれば、研究者は自由にものが言えなくなるか、科学的根拠を欠く意見を表明することになりかねません。あるいは、防災行政に関与することを避けざるを得なくなる恐れもあります。このことは、長期的に見れば、科学的根拠が不十分な防災対策につながり、社会にとっても大きな損失になります。したがって、研究者が防災行政に関与する場合は、その結果としての刑事責任を問われることがあってはなりません。

日本地震学会は、研究者が中立・公平かつ科学に対する真摯で誠実な態度を持って行政関係者、地域住民等と接し、相互の深い信頼関係を築きつつ、協同して地震災害に強い社会づくりを進めていけるよう強く願っております。そして、そのための努力を引続き行っていきます。